

令和 8 年安芸高田市教育委員会会議 定例会（第 2 回）会議録 [概要]

1. 開催日時 2026（令和 8）年 2 月 12 日（木）9 時 30 分 開会
2. 場所 クリスタルアージュ 3 階 視聴覚室
3. 出席委員 迫広 淑文、金川 佳寛、広瀬 ゆみ子
4. 欠席委員 山本 博明
5. 傍聴者 なし
6. その他出席者（説明員） 猪掛教育長、柳川教育次長、森岡教育総務課長（兼）給食センター所長、船津教育総務課学校統合推進室長、阿部学校教育課長、井木生涯学習課長、城崎教育総務課総務係長（書記）
7. 会議日程
 - (1) 開会
 - (2) 教育長の報告
 - (3) 議事
 - 日程第 1 会期の決定について
 - 日程第 2 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 3 議案第 4 号 令和 7 年度安芸高田市一般会計教育費補正(第 10 号)予算要求に係る意見聴取について
 - 日程第 4 議案第 5 号 令和 8 年度安芸高田市一般会計教育費当初予算要求に係る意見聴取について
 - 日程第 5 議案第 6 号 令和 8 年度新入学児童学用品費の支給認定について
 - 日程第 6 議案第 7 号 安芸高田市教育委員会組織規則及び安芸高田市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 7 議案第 8 号 安芸高田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
 - 日程第 8 議案第 9 号 区域外就学について
 - 日程第 9 議案第 10 号 安芸高田市 B&G 海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
 - (4) 協議
 - No.1 安芸高田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
 - (5) 報告案件
 - 報告 1【専決処分した事案の報告（第 2 条第 1 項関係）】
案件なし
 - 報告 2【専決処分した事案の報告（第 2 条第 2 項関係）】
 - No.1 障害のある幼児及び児童生徒に係る令和 8 年度の就学措置について
 - No.2 指定学校変更決定の取消しについて
 - 報告 3【事務事業の報告】
 - No.1 中学校統合及び吉田小学校移転の進捗状況について
 - No.2 生徒指導事案について
 - No.3 2026 年度「あきたかた二十歳のつどい」開催時期について
 - (6) その他

- ① 委員からの報告・意見等について
- ② 当面の行事等について

8. 議事等の経過

猪掛教育長 ただいまから令和 8 年第 2 回定例の教育委員会会議を、開会します。
（開会を宣告し、猪掛教育長が教育行政全般について近況を報告：令和 8 年第 1 回市議会定例会について）
　　<質疑等なし>
　　続いて、議事に入ります。
　　日程第 1、会期の決定について、を議題とします。
　　会期は、本日 1 日間とします。これに異議ありませんか。

各委員 　　<異議なし>

猪掛教育長 　　異議ないので、会期は本日 1 日間とします。
　　続いて、日程第 2、会議録署名委員の指名をします。
　　今回の会議録署名者に、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、迫広委員、広瀬委員を指名します。
　　ここで、本日の議事運営について諮ります。本日の会議日程のうち、議案第 4 号、第 5 号、第 10 号及び報告 3 事務事業の報告No.1 は、市議会へ報告予定であること、また議案第 6 号、第 9 号及び報告 2 専決処分した事案の報告No.1 とNo.2、それから報告 3 事務事業の報告No.2 については、特定の個人名等のプライバシーに関する事項が明らかにされることから、審議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きにより非公開としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

各委員 　　<異議なし>

猪掛教育長 　　異議ないので、議案第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 9 号、第 10 号、報告 2No.1、No.2、報告 3No.1、No.2 は、非公開とすることに決定しました。
　　続いての議案は、非公開としましたが、傍聴者がないため引き続き日程第 3 に移ります。
　　これより、議案の審議に入ります。
　　日程第 3、議案第 4 号 令和 7 年度安芸高田市一般会計教育費補正(第 10 号)予算要求に係る意見聴取について、を議題とします。

議案第 4 号 令和 7 年度安芸高田市一般会計教育費補正(第 10 号)予算要求に係る意見聴取について
　　<非公開>

猪掛教育長 　　続いて日程第 4、議案第 5 号 令和 8 年度安芸高田市一般会計教育費当初予算要求に係る意見聴取について、を議題といたします。

議案第 5 号 令和 8 年度安芸高田市一般会計教育費当初予算要求に係る意見聴取について
　　<非公開>

猪掛教育長 　　続いて、日程第 5、議案第 6 号 令和 8 年度新入学児童学用品費の支給認定について、を議題といたしま

す。

提出者から、説明を求めます。

議案第 6 号 令和 8 年度新入学児童学用品費の支給認定について
＜非公開＞

猪掛教育長 これでは非公開審議を終わり、会議を公開とします。

続いて、日程第 6、議案第 7 号 安芸高田市教育委員会組織規則及び安芸高田市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

提出者から、説明を求めます。

学校教育課長 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 4 に規定する共同学校事務室の設置に向けて、それぞれ規則を改正するものです。

現在、広島県教育委員会の指導のもと、市の規則で向原小学校、吉田中学校、高宮中学校にそれぞれ共同事務室を設置していますが、国の方針で地教行法 47 の 4 にあわせた共同学校事務室を設置することで、今後数年間かけて、事務職員の定数を増加させていくことが決定しているために、所要の改正をするものです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 7 号 安芸高田市教育委員会組織規則及び安芸高田市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則について

＜学校教育課長説明＞

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

＜議案は原案通り可決＞

猪掛教育長 続いて、日程第 7、議案第 8 号 安芸高田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

提出者から、説明を求めます。

学校教育課長 吉田小学校区の行政区である吉田町六日市 2 と吉田町六日市 3 が統合し、新しく吉田町六日市 2 となることに伴い、通学区域に関する規則を改正するものです。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第 8 号 安芸高田市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

＜学校教育課長説明＞

＜内容は資料のとおり＞

＜質疑等なし＞

＜議案は原案通り可決＞

猪掛教育長 続いての議案第 9 号は、非公開としましたが、傍聴者がいないため引き続き日程第 8 に移ります。

日程第 8、議案第 9 号 区域外就学について、を議題とします。

提出者から、説明を求めます。

議案第 9 号 区域外就学について
＜非公開＞

猪掛教育長 続いて、日程第9、議案第10号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

提出者から、説明を求めます。

議案第10号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

<非公開>

猪掛教育長 これで、非公開審議を終わり、会議を公開とします。
続いて、協議に移ります。

協議No.1 安芸高田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、提出者から説明を求めます。

学校教育課長 いわゆる給特法の改正に伴い、教職特別手当が現行4%から段階的に10%まで引き上げられることが決定されたところです。

本計画は、それに伴って国の指針に基づき、教育委員会が教職員の働き方改革の推進計画を策定することが義務付けられたもので、公立学校の教育職員が、心身の健康を維持しつつ専門性を最大限に発揮できる勤務環境の整備を計画的に行うことを目的に策定するものです。

ご協議のほど、よろしく申し上げます。

協議 No.1 安芸高田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

<学校教育課長説明>

<内容は資料のとおり>

<迫広委員：校舎の開錠・施錠（3分類⑩関係）の位置付けについて、学校の広報資料等の作成（3分類⑦関係）事務職員の参加について、形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しについて、保護者や地域への周知方法について、勤務間インターバルの確保について、集落支援員の職務内容について、総合教育会議への報告について質疑7件、学校校務員等の配置の記述について、清掃時間等の見直しについて、児童生徒の発達や成長を本意とした教職員の働き方改革の記述について意見3件・広瀬委員：時間外勤務の状況について、勤務間インターバルの具体的確保状態について、計画採用項目の選定について、時間外在校時間目標について、ストレスチェックにおける健康リスク値の根拠について、長期休業中テレワークの導入イメージについて、80時間以上勤務者数及び執務内容について質疑7件、実情に即した勤務等計画の策定について、時間外在校時間の表現方法について、清掃時間の記述について、教育の質を高めることにつながる管理等計画策定について、教員の業務項目の増加について意見5件・金川委員：GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリストの達成率について、時間管理の実態について質疑2件、掃除時間について意見1件>

猪掛教育長 続いての報告は、非公開としましたが、傍聴者がおられないため引き続き報告 2 専決処分した事案の報告に移ります。

報告 2 No.1 障害のある幼児及び児童生徒に係る令和 8 年度の就学措置について、提出者から説明を求めます。

報告 2【専決処分した事案の報告(第 2 条第 2 項関係)】
No.1 障害のある幼児及び児童生徒に係る令和 8 年度の就学措置について

<非公開>

猪掛教育長 続いて、報告 2 No.2 指定学校変更決定の取り消しについて、提出者から説明を求めます。

報告 2【専決処分した事案の報告(第 2 条第 2 項関係)】
No.2 指定学校変更決定の取消しについて

<非公開>

猪掛教育長 続いて、事務事業の報告に移ります。

報告 3 No.1 中学校統合及び吉田小学校移転の進捗状況について、提出者から説明を求めます。

報告 3 事務事業の報告 No.1 中学校統合及び吉田小学校移転の進捗状況について

<非公開>

猪掛教育長 続いて事務事業の報告 3、No.2、生徒指導事案について説明を求めます。

報告 3 事務事業の報告 No.2 生徒指導事案について

<非公開>

猪掛教育長 これで非公開審議を終わり、会議を公開とします。

続いて事務事業の報告 3、No.3 2026 年度あきたかた二十歳の集い開催の時期について、提出者から説明を求めます。

生涯学習課長 2026 年度あきたかた二十歳の集いの開催の時期について、報告いたします。

二十歳の集いの開催日につきましては、近年 8 月から 1 月の開催に移行し、成人の日の 3 連休の中日の開催としていましたが、三が日の開催ではどうかとの意見等もあったので、今年度の二十歳の集いの参加者に、開催日についてアンケートを実施しました。

その結果、成人の日を含む 3 連休という意見が最も多くありました。

このアンケートの結果も踏まえ、着付け等の時間確保や凍結リスクの回避などを考慮し、成人の日を含む三連休の中日、2027 年 1 月 10 日、日曜日の 14 時からの開催としました。

報告 3 事務事業の報告 No.3 2026 年度「あきたかた二十歳のつどい」開催時期について

<内容は資料のとおり>

<金川委員：開催時期、開始時刻決定方針の周知について意見 1 件>

猪掛教育長 続いて、その他の項に移ります。

まず、委員から、報告、意見等があれば発言ください。

<報告等なし>

猪掛教育長 当面の行事等について、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 (当面の行事について説明)

書記 (今後の教育委員会会議日程について説明)

令和8年第3回定例会 令和8年3月中旬開会 視聴覚室

令和8年第1回臨時会 令和8年3月下旬開会 視聴覚室

猪掛教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了します。

これにて、教育委員会会議を閉会します。

9. 閉会

【12時00分】

本会議録については、会議の内容に相違ないことを認める。

令和8年2月16日

会議録署名委員 迫広 淑文

会議録署名委員 広瀬 ゆみ子